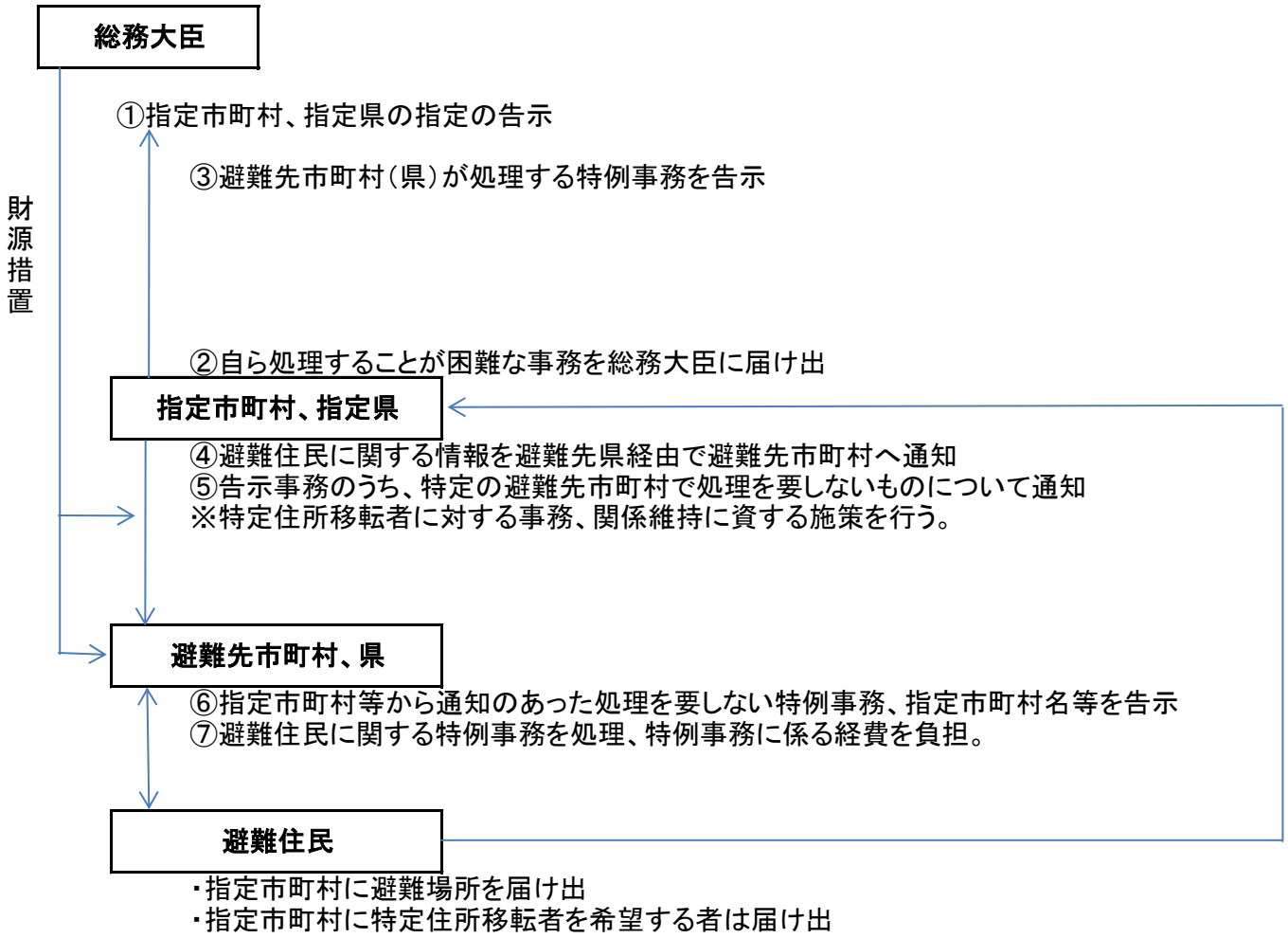
総務大臣
①指定市町村、指定県の指定の告示
③避難先市町村（県）が処理する特例事務を告示
財源措置
②自ら処理することが困難な事務を総務大臣に届け出
指定市町村、指定県
④避難住民に関する情報を避難先県経由で避難先市町村へ通知
⑤告示事務のうち、特定の避難先市町村で処理を要しないものについて通知
※特定住所移転者に対する事務、関係維持に資する施策を行う。
避難先市町村、県
⑥指定市町村等から通知のあった処理を要しない特例事務、指定市町村名等を告示
⑦避難住民に関する特例事務を処理、特例事務に係る経費を負担。
避難住民
・指定市町村に避難場所を届け出
・指定市町村に特定住所移転者を希望する者は届け出